国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
の委託契約における知的財産権の移転等の事前承認の適用について

平成 27 年４月
令和６年２月改訂

1. 日本版バイ・ドール制度の創設の趣旨

産業技術力強化法第 17 条（いわゆる「日本版バイ・ドール制度」）は、国等（国立研究開発法人等・大学共同利用機関法人を経由した間接委託を含む。以下同じ。）が委託した技術に関する研究及び開発又は国等が請け負わせたソフトウェア開発（以下「特定研究開発等」という。）について、開発者のインセンティブを増し、特定研究開発等の成果の普及を促進させるため、米国のバイ・ドール法を参考として、特定研究開発等の成果に関する特許権等[1]を受託者又は請負者（以下「受託者等」という。）から譲り受けないことができるものとしました。

当該制度は、平成 11 年に産業活力再生特別措置法に基づき導入されました。その後、平成 19 年に関連規定が産業技術力強化法（以下「法」という。）第 19 条に移管され、恒久的措置化が図られて、平成 31 年 4 月 1 日から、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年 5 月 30 日法律第 33 号）により法第 17 条に改正され、今日に至っています。

2. 平成 21 年の日本版バイ・ドール制度の改正

(1)法改正の趣旨

これまで特定研究開発等の成果に関する特許等の移転については特に制限がなかったため、当該特許権等が成果を活用する予定のない者等に移転されてしまった場合、国費による研究成果の活用が困難となり、研究開発成果の普及を促進するという法の目的を達成することができなくなります。

また、平成 20 年に成立した「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（通称：研究開発力強化法。研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 94 号）により、法律名が「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」となりました。）においては、国の資金により行われる研究開発の成果について、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる国外流出の防止に必要な施策を講ずることとされています。

このため、平成 21 年 4 月に法改正がされ（同年 6 月施行）、特定研究開発等の成果に係る特許権等を他者に移転し、又は専用実施権等[2]を設定する場合には、あらかじめ国等の承認を受けることを受託者等が約することが義務付けられました（以下「事前承認」という。）。

---

[1] 特許権、特許を受ける権利、実用新案件、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定登録を受ける権利、育成者権

[2] 特許権、実用新案権、意匠権についての専用実施権又は回路配置利用権、育成者権についての専用利用権

(2)法改正の内容

平成21年の法改正以前は、特定研究開発等の成果についての特許権等を、以下の①～③の事項を条件に受託者等に帰属することができるものとしていたところ（法第19条第1項第1号～3 号（現、法第17条第1項第4号））、平成21年の法改正では、受託者等に当該特許権等を帰属することができる条件として、④の事項が追加されました（法第19条第1項第4号（現、法第17条第1項第4号））。

① 特定研究開発等の成果が得られた場合には、遅滞なく、国等にその旨を報告することを受託者等が約すること。

② 国等が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国等に許諾することを受託者等が約すること。

③ 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間 活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国等が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾することを受託者等が約すること。

④ 当該特許権等の移転又は当該特許権等を利用する権利であって専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として政令で定める場合[3]を除き、あらかじめ国等の承認を受けることを受託者等が約すること。

3. NEDO委託業務における事前承認の具体的内容

(1) 事前承認の対象となる契約

・NEDOが委託した契約

※ 補助・助成事業は日本版バイ・ドール制度の適用対象外です。

(2) 事前承認の対象となる権利

＜権利の移転＞

・特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける権利、著作権

・ノウハウ（権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能で財産的価値のあ るものであって、NEDOと受託者が協議の上、NEDOが指定するもの）を使用する権利

・外国における特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける権利、著作権に相当する権利

※ 以下、上記の権利をまとめて「知的財産権」という。

---

[3] 受託者等（株式会社）が、その子会社又は親会社に特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾（移転等）をする場合、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の承認又は認定を受けた者に移転等する場合、技術研究組合が組合員に移転等をする場合

＜専用実施権等の設定又は移転の承諾＞

・特許権、実用新案権、意匠権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）

・回路配置利用権、育成者権についての専用利用権

※　以下については、事前承認の対象とはなりません。

・通常実施権（独占的通常実施権を含む。）の許諾

・専用実施権の予約（第三者との契約において、特許権等の取得前に、当該特許権等について専用実施権を設定することを予め確約する契約慣行を指します。）

(3) 事前承認の対象とならない移転等[4]

NEDO 委託契約においては、原則移転等を行うには NEDO による事前承認が必要ですが、以下の場合は、事前承認は不要となります。

・合併又は分割により知的財産権の移転をする場合

・子会社又は親会社に移転等をする場合

・大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律に規定する承認事業者又は認定事業者に移転等をする場合

・技術研究組合[5]から組合員に移転等をする場合

・約款等により事前承認が不要とされている場合[6]

4. NEDO 委託業務における事前承認に係る手続

(1) 移転等に係る事前承認の手続

＜知的財産権の移転＞

① 受託者は、事前承認が必要となる場合（３．(3)に記載の場合以外）は、移転を行う前に、知的財産権移転承認申請書を NEDO に提出してください。その際、移転先が国内か海外かは問いません。

② NEDO は、知的財産権移転承認申請書に記載された承認を受ける理由、移転先の相手方の内容を確認した上で承認の可否を判断し、承認した場合は受託者に承認書を送付します。

③ 受託者は、NEDO の承認を受けて知的財産権を移転したときは、移転を行った日から 60 日以内（外国の場合は 90 日以内）に、承認書の写し、移転の事実が確認できる書類を添付して、知的財産権移転通知書を NEDO に提出してください。

※　受託者は、事前承認が不要の場合においても、移転を行う前に、知的財産権移転等届出書を NEDO に提出してください。また、移転した後は、移転を行った日から 60 日以内（外国の場合は 90 日以内）に、移転の事実が確認できる書類を添付して、知的財産権移転通知書を NEDO に提出してください。ただし、知的財産権持分放棄届出書による場合には知的財産権

---

[4] 知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾

[5] 技術研究組合法第 13 条に基づき設立された組合

[6] 事業や契約年度により異なりますので約款等を確認のこと。また、特別約款により事前承認が必要になる場合があります。

移転通知書の提出は不要です。

＜専用実施権等の設定又は移転の承諾＞

① 受託者は、事前承認が必要となる場合（３．(3)に記載の場合以外）は、設定又は移転の承諾を行う前に、専用実施権等設定承認申請書をNEDOに提出してください。

② NEDOは、専用実施権等設定承認申請書に記載された承認を受ける理由、設定又は移転先の相手方の内容を確認した上で承認の可否を判断し、承認した場合は受託者に承認書を送付します。

③ 受託者は、NEDOの承認を受けて専用実施権等の設定又は移転の承諾をしたときは、設定又は移転を行った日から60日以内（外国の場合は90日以内）に、承認書の写しを添付して、知的財産権利用届出書をNEDOに提出してください。

※　平成 14 年度から、委託研究開発の成果による特許権等の専用実施権等設定について契約により事前承認が導入されております。

(2) 移転等の承認可否の判断における考慮すべきポイント例

NEDOは、移転等の承認の申請があった場合には、以下の観点に基づき、承認可否を判断します。

・移転等により、研究開発の成果が事業活動において効率的に活用されるか（法第17条）。すなわち、移転先は、研究開発の成果を真に利用しようとする者であるか。

・移転等が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当しないか（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第41条）。

(3) 移転等が承認された後の取扱い

＜知的財産権の移転＞

事前承認の適用対象となる知的財産権が第三者に移転された場合、移転先である当該第三者にも事前承認が適用されることを、契約書において規定しています。すなわち、当該第三者が他の者に知的財産権の移転を行おうとする場合には、当初の委託者であるNEDOの事前承認を受ける必要があります。

そのため、当該第三者との契約書等において、他の者に知的財産権の移転を行おうとする場合には、NEDOの事前承認を受けることを当該第三者に約させる必要があります。

＜専用実施権等の移転の承諾＞

事前承認の適用対象となる専用実施権等を移転する場合には、特許法等の規定に基づき、当該特許権等を保有している者による移転の承諾が必要となります。その際、当該特許権等を保有している者は、当該移転の承諾を行う前に、NEDOの事前承認を受ける必要があります。

5. 問合せ先

御不明な点につきましては、以下の連絡先にお問い合わせください。

連絡先
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
事業統括部知財課　（e-Mail chizai@ml.nedo.go.jp）